

**薬剤師法施行令及び薬剤師法施行規則の一部改正（案）についての意見・情報の募集****1 改正の趣旨**

薬剤師法施行令第10条に定められている受験手数料、薬剤師法施行規則第5条第2項に定められている免許証の書換交付申請手数料及び第6条第2項に定められている免許証の再交付申請手数料の額について、人件費及び物件費の上昇等に伴う手数料額の見直しの結果、額の改定が必要となった手数料の額の改定を行うものである。

**2 改正内容****【薬剤師法施行令の一部改正】（第10条関係）**

受験手数料

5,400円          6,800円

**【薬剤師法施行規則の一部改正】（第5条及び6条関係）**

免許証書換交付申請手数料

2,700円          2,750円

免許証再交付申請手数料

2,700円          2,750円